



共同募金だより

昨年、皆さまからお寄せいただいた共同募金の
寄付金額とその用途について次のとおりご報告いたします。
温かいご支援ありがとうございました。

共同募金PR大使
野毛山動物園の
オグロワラビ
「オハナ」



社会福祉協議会では、共同募金配分金を
次のような事業に活用しています。

【二宮町社会福祉協議会の事業】

こども食堂では、コロナ禍においてもさまざまな工夫やアイ
デアを持ち寄り、「食」を通じた、コロナにも負けない心
温まる支援をお届けしています。このような新たな活動
が、地域のつながりや居場所づくりとして多くの皆さまを
支えるために、社会福祉協議会では、共同募金配分金を
通じて町内のこども食堂4団体の活動を支援しています。

令和3年度の
共同募金寄付総額

1,088,852,599円

赤い羽根募金と年末たすけあい募金を合計した金額です。

赤い羽根募金のつかいみち

配分総額 796,556,620円

年末たすけあい募金のつかいみち

配分総額 337,470,898円

◎県内の社会福祉施設・団体へ配分

- 児童・高齢者・障がい児者を支援する
民間法定社会福祉施設（137カ所） 181,249,148円
施設を利用する人たちのための老朽化建物の改修工事、空
調、厨房設備等改修、福祉車両整備など
- 民間社会福祉団体（262カ所） 113,561,591円
青少年・障がい児者・難病当事者へのサポート活動および
在宅高齢者・重度障がい者の家事援助などを実施する福祉
団体の活動資金
- 国内大規模災害時の被災者支援のための
災害準備金繰入額として 16,332,000円
- コロナ禍における緊急支援事業および災害対応事業
110,015,626円

- 県共同募金会が行う事業費 83,790,000円
募金広報資材の作製など共同募金運動を推進するための事業費
- 市区町村支会が行う事業費 58,590,000円
58市区町村支会が実施するさまざまな募金活動に必要な事業費
※寄付金との差額は、前年度繰越金等を含んでいます。
(45,174,919円)

- ◎市区町村社会福祉協議会 570,489,153円
(赤い羽根：233,018,255円、年末たすけあい：337,470,898円)

- 地域福祉事業費配分（赤い羽根募金） 233,018,255円
地区社会福祉協議会活動費、子育て支援、高齢者サロン、
障がい児者一時支援、ミニデイサービス、認知症ヘルパー
派遣、心配ごと相談など
- 年末たすけあい配分事業 337,470,898円
要援護世帯・障がい児者・寝たきり高齢者等慰問金、要援
護者への防災グッズ配布事業、認可外施設・ボランティア
グループ活動支援、福祉教育支援、生活困窮者の自立支援
事業など

葉山町
〒240-0112 三浦郡葉山町堀内2220
町福祉文化会館・町社会福祉協議会内
TEL 046(875)9889

寒川町
〒253-0106 高座郡寒川町宮山401
町健康管理センター・町社会福祉協議会内
TEL 0467(74)7621

大磯町
〒255-0003 中郡大磯町大磯1352-1
町福祉センターさざれ石・町社会福祉協議会内
TEL 0463(61)9390

二宮町
〒259-0124 中郡二宮町山西5-1
町社会福祉協議会内
TEL 0463(73)0294

中井町
〒259-0153 足柄上郡中井町比奈窪104-1
町保健福祉センター・町社会福祉協議会内
TEL 0465(81)2261

大井町
〒258-0016 足柄上郡大井町上大井68-2
町社会福祉協議会内
TEL 0465(84)3294

松田町
〒258-0003 足柄上郡松田町松田惣領17-2
町健康福祉センター・町社会福祉協議会内
TEL 0465(82)0294

山北町
〒258-0111 足柄上郡山北町向原1379-1
町社会福祉協議会内
TEL 0465(75)1294

開成町
〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島1043-1
町福祉会館・町社会福祉協議会内
TEL 0465(82)5222

箱根町
〒250-0311 足柄下郡箱根町湯本855
町社会福祉協議会内
TEL 0460(85)9000

真鶴町
〒259-0201 足柄下郡真鶴町真鶴475-1
町社会福祉協議会内
TEL 0465(68)3313

湯河原町
〒259-0301 足柄下郡湯河原町中央4-12-5
町社会福祉協議会内
TEL 0465(62)3700

愛川町
〒243-0301 愛甲郡愛川町角田257-1
町福祉センター・町社会福祉協議会内
TEL 046(285)2111

清川村
〒243-0195 愛甲郡清川村煤ヶ谷2220-1
村保健福祉センターひまわり館・村社会福祉協議会内
TEL 046(287)1118



10月1日から赤い羽根共同募金が始まります。
今年も皆さまのご協力をお願いいたします。

(募金運動期間：10月1日～3月31日)

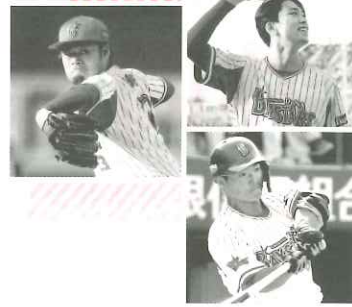


令和4年度共同募金運動の全国共通テーマは 「つながりをたやさない社会づくり」です。

新型コロナウイルスによるパンデミックが長期化する中、人と人とが接する機会を制限されたことで、生活に困窮される方や居場所を失い孤立している方、生活や教育環境の変化を余儀なくされる子どもたち……多くの方々への支援が新たに求められています。

さらに、近年、国内では毎年記録的な大雨等により大規模災害が発生し、多くの方々が避難生活を余儀なくされるなど、誰もが住み慣れた町で安心して暮らしていきたいという当たり前の願いが、一層深まっています。

ことしの共同募金運動は、一昨年から「つながりをたやさない社会づくり」を全国共通テーマに掲げて、緊急的な対応が求められているパンデミック下での支援事業や災害支援事業とともに、引き続き、神奈川県内の地域福祉活動を推進してまいります。



©YDB



★横浜DeNAベイスターズは
赤い羽根共同募金を
応援しています！

Q 共同募金ってなに？

共同募金は、民間が行う寄付金募集として、毎年、厚生労働大臣の告示により実施する「たすけあい」の運動です。

昭和22年、戦後復興の一助となることを目的として始まった共同募金は、現在では、皆さまがお住まいの地域の中でさまざまな福祉活動に役立てられています。

皆さまの善意を適正に取り扱うために、募金の使いみちなどが「社会福祉法」で定められています。

Q 募金なのに、 どうして目標額があるの？

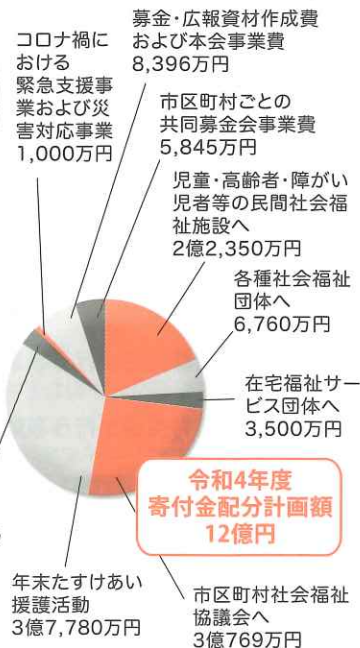
地域福祉を進めるために、活動資金をあらかじめ把握して、計画的に募金を行うことが「社会福祉法」で定められています。

募金は任意ですが、地域福祉を資金面で支えていくためにご協力をお願いします。

Q 共同募金って何に 使われるの？

募金の7割は、あなたの町の高齢者や障がい者の家事援助や配食・会食サービス、子育て支援などの草の根的ボランティア活動などに役立てられています。

募金の3割は、児童養護施設の遊具や障がい者施設の福祉車両の整備などへの支援をはじめ、コロナ禍での緊急支援活動や国内大規模災害時の災害ボランティア活動に役立てられています。



税制の特典があります！

- ◎個人の場合は…所得税・住民税は2,000円を超える金額が寄付金控除の対象となります。
※故人の遺産を寄付される場合は、租税特別措置法第70条により「相続税」が非課税となる優遇措置があります。
- ◎法人の場合は…「全額損金」扱いとなります。(詳しくは、本会までお問い合わせください)
- 共同募金の使途は、「はねっと」で公開しています。 <https://www.akaihane.or.jp/hanett>
- 社会福祉法人神奈川県共同募金会では、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号)に基づき、個人情報をご適切に取り扱います。◎寄付のご相談・ご照会は、社会福祉法人神奈川県共同募金会までご連絡ください。

〒221-0825 横浜市神奈川区反町3丁目17番2 神奈川県社会福祉センター 6階 電話 045-312-6339

「令和4年度の目標額は
12億円」

赤い羽根共同募金にご協力をお願いします！
【募集期間】10月1日～3月31日(※)

※新型コロナウイルス感染症の社会的な影響を踏まえて、例年の募金期間である10月1日から12月31日までの3カ月間に加えて、翌年3月末までの6カ月間を募金期間として実施いたします。

じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金

